## 市民参画条例の構成(案)

## 【用語について】

- ・「基本条例」は「花巻市まちづくり基本条例」をいう。
- ・「ガイドライン」は「市政への市民参画ガイドライン」をいう。

| No. | 項目               | 条例に規定する内容  | 条例に規定するより<br>どころ  |
|-----|------------------|--|---|
| 1   | 趣旨               | 基本条例第 12 条第 2 項に基づき、市民の参画に関する基本的な事項を定める  |   |
| 2   | 定義               | 基本条例第2条で規定しているが、市民参画における用語として規定する。<br>➡他市では、用語の定義を規定している場合が多い。   | ・基本条例第2条で規定している。  |
| 3   | 市民の責務            | 基本条例第7条で規定しているが、市民参画における市民の責務として規定する。<br>➡他市では、市民の責務を規定している場合が多い。  | ・基本条例第7条で規定している。  |
| 4   | 市の執行機関の<br>責務    | 市民参画における市の執行機関の責務として定めることができる。<br>➡他市でも、市の執行機関の責務又は市長の責務として<br>規定している場合が多い。  | ・基本条例で規定しないため、規定する。   |
| 5   | 市民参画の対象          | 市民参画の手続きとして、規定する。<br>➡他市では、市民参画の対象を規定している場合が多い。  | ・ガイドライン<br>Ⅲ-2「市民参画の対<br>象について」アからキ<br>までを盛り込む。   |
| 6   | 市民参画の対象から除外できるもの | 市民参画の手続きとして、規定する。<br>➡他市では、市民参画の対象から除外できるものを規定<br>している場合が多い。   | ・ガイドライン<br>Ⅲ-2「市民参画の対<br>象から除外できるも<br>の」アからオまでを盛<br>り込む   |
| 7   | 市民参画の方法          | 基本条例第 13 条で規定しているが、市民参画の方法として規定する。また、「市民参画の実施時期」及び「参画の実施結果の公表」を併せて規定する。  ➡他市では、市民参画の方法の中に、「市民参画の実施時期」及び「実施結果の公表」を併せて規定している場合が多い。 | ・基本条例第 13 条を<br>盛り込む。<br>・ガイドラインⅢ-3<br>「市民参画の実施時期」及びガイドライン<br>Ⅲ-5「市民参画の実<br>施予定及び結果の公<br>表」を盛り込む。 |

| No. | 項目      | 条例に規定する内容                  | 条例に規定する      |
|-----|---------|----------------------------|--------------|
|     |         |                            | よりどころ        |
| 8   | 市民参画の点検 | 基本条例第15条で規定しているが、市民参画・協働推進 | ・基本条例第 15 条を |
|     | 及び評価    | 委員会による点検及び評価として規定する。       | 盛り込む。        |
|     |         | また、「市の執行機関」及び「市の執行機関の内部(チー | ・ガイドラインⅢ-6   |
|     |         | ム会議)」による点検及び評価を併せて規定する。    | 「市民参画の運用の    |
|     |         | ➡他市では市民参画の「評価」を条例で規定している例  | 評価」を盛り込む。    |
|     |         | は少なく、審議会規則の中で定めている場合が多い。   |              |
|     |         | 当市は、市民参画・協働推進委員会規則に点検・評価   |              |
|     |         | が規定されていないため、本条例で規定する。      |              |
|     |         | また、当市の特徴である内部評価(チーム会議)につ   |              |
|     |         | いても規定する。                   |              |
|     |         |                            |              |
| 9   | 委任      | 条例の施行に関し必要な事項は、別に定めるとし、ガイ  |              |
|     |         | ドライン運用マニュアルに規定しているもの等事務処理  |              |
|     |         | に必要な事項を規則などで定める。           |              |
|     |         | ➡他市では、委任を規定している場合が多い。      |              |